那覇市公報

第１６２１号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 755

○那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 757

◇告　　示◇

○平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）・・・・ 760

○地籍調査の実施について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 761

○平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）・・ 762

○平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）・・ 763

○平成 26 年（2014 年）６月那覇市議会定例会の招集について（総務課）・・・・ 763

○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 764

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・ 765

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・ 766

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・ 767

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・ 768

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・ 769

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）
…… 770

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について
（保護管理課）…… 771

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について
（保護管理課）…… 772

○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
（国民健康保険課）…… 773

◇公　　告◇

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…… 774

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…… 775

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…… 776

○県外観光PR業務の受託者選定にかかる公募(プロポーザル方式)の実施について
（観光課）…… 777

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…… 778

◇正　　誤◇

○那覇市公報第 1593 号の正誤…… 779

○那覇市公報第 1619 号その２の正誤…… 779

規　　則

那覇市規則第29号
平成26年４月24日
公　　布　　済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正）

第1条　那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（通勤手当） 第9条の2　［略］ 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1)　通勤のため交通機関を利用する者　日額462円を限度に市長が定める額 (2)　［略］	（通勤手当） 第9条の2　［略］ 2　［略］ (1)　通勤のため交通機関を利用する者　日額483円を限度に市長が定める額 (2)　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

第2条　那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額462円以内の額を加算した額とする。	（報酬） 第2条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額483円以内の額を加算した額とする。
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

那覇市規則第30号
平成26年５月19日
公　　布　　済

那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市歌選定委員会規則（平成13年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条　委員会は、委員5人以内で組織する。 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　［略］ (2)　［略］ （任期） 第4条　委員の任期は、諮問に係る審議が終了するまでの間とする。 （会議） 第6条　［略］ 2～3　［略］	（組織） 第3条　委員会は、委員8人以内で組織する。 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)　［略］ (2)　市議会議員 (3)　［略］ （任期） 第4条　委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。 （会議） 第6条　［略］ 2～3　［略］ 4　前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。 （地域部会） 第7条　第3条第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に地域部会（以下「部会」という。）を置くことができる。 2　部会は、市長が必要と認める地域ごとに置く。 3　部会は、調査審議した事項について、適宜その調査審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。 4　部会に属する者（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者（第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された者を除く。）のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)　市議会議員 (2)　その他市長が必要と認める者 5　部会員の任期は、特定の事項に係る調査審議が終了し、報告するまでの間とする。

	6　第3条第1項、前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。
（関係者の出席） 第7条　委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。	（関係者の出席） 第8条　委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
	（庶務） 第9条　委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。
第8条　［略］	第10条　［略］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 109 号
平成 26 年５月８日
掲　　示　　済

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会の招集について

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　招　集　の　日　　平成 26 年５月 19 日（月）

２　招 集 の 場 所　　那覇市議会議場

３　付 議 事 件 名
（１）　那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
（２）　平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
（３）　専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
（４）　専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
（５）　専決処分の報告について（那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）
（６）　専決処分の報告について（車両物損事故）
（７）　専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
（８）　専決処分の報告について（那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定）
（９）　専決処分の報告について（市道鳥堀石嶺線陥没穴に伴う物損事故）
（10）　専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

那覇市告示第 110 号
平成 26 年５月 12 日
掲　　示　　済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第六条の四第１項の規程により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長　翁　長　雄　志

記

１	事業計画が公示された年月日	平成 26 年４月 22 日
２	調査を実施する者の名称	那覇市
３	調　査　地　域	那覇市 （首里金城町４丁目及び繁多川 ４丁目の一部）
４	調　査　期　間	平成 26 年５月 12 日から 平成 27 年３月 31 日まで

那覇市告示第 113 号
平成 26 年５月 14 日
掲　　示　　済

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長　翁　長　雄　志

付　議　事　件　名

１　議席の一部変更

２　議員派遣について

３　委員会への付託陳情
（１）労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて
（２）国場めーばる公園の現状と改善について
（３）琉球独立起案に関することについて

那覇市告示第 117 号
平成 26 年５月 19 日
掲　　示　　済

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長　翁　長　雄　志

付　議　事　件　名

（１）議決内容の一部変更について

那覇市告示第 122 号
平成 26 年５月 23 日
掲　　示　　済

平成 26 年（2014 年）６月那覇市議会定例会の招集について

平成 26 年（2014 年）６月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　招　集　の　日　　平成 26 年６月２日（月）

２　招　集　の　場　所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 123 号
平成 26 年 5 月 23 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項の規定において準用する同法第 19 条第１項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者　那覇市長　翁長　雄志

１　都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域（若狭１丁目地先地区）

２　都市計画を定める土地の区域
変更する部分　若狭1丁目103番地

３　縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎９階）

那覇市告示第 132 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　翁　長　雄　志

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
ゆい安里薬局	株式会社　親心豊	平成 26 年４月１日
那覇市安里二丁目９番８号　ｻﾝｽﾃｰｼｮﾝﾋﾞﾙ１－２		
薬志堂薬局　寄宮店	有限会社　薬志堂	平成 26 年５月１日
那覇市長田一丁目６番１号		
にじいろ薬局	株式会社アーガス	平成 26 年５月１日
那覇市字大道 57 番地　粟国ｱﾊﾟｰﾄ１階		
はらクリニック	原　信一郎	平成 26 年５月７日
那覇市長田一丁目６番１号		

那覇市告示第 133 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後 （　変　更　前　）	
とくだ歯科クリニック		平成 26 年３月１日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 13 番２号　２階 （那覇市真嘉比 99 番地１　２階）	

那覇市告示第 134 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

名　　称 所　在　地	廃止年月日
ゆい安里薬局 那覇市安里二丁目９番８号　ｻﾝｽﾃｰｼｮﾝﾋﾞﾙ１－２	平成 26 年４月１日
きなクリニック 那覇市首里儀保町１丁目 26 番地３	平成 26 年５月１日

那覇市告示第 135 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　翁　長　雄　志

名　　称 開　設　者	所　在　地 サービスの種類	指定年月日
ゆらき薬局　天久店	那覇市天久二丁目２番 15 号 ﾌﾟﾗｽｺｰﾄ B	平成 26 年４月１日
有限会社あおば	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	
せせらぎ薬局　みはら	那覇市三原二丁目 16 番１号	平成 26 年４月 16 日
神村　武之	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	
なかのはし薬局	那覇市泊２丁目７番地 13	平成 26 年４月 30 日
合資会社　伸成	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央	那覇市字大道 123 番地	平成 26 年５月１日
医療法人　陽心会	・通所リハビリテーション ・介護予防 通所リハビリテーション	

那覇市告示第 136 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

名　　称 所　在　地	廃止年月日
デイサービスセンター大道中央 那覇市字大道 127 番地	平成 26 年４月 30 日
通所リハビリテーションそよ風 那覇市首里儀保町１丁目 26 番地３	平成 26 年４月 30 日
きなクリニック 那覇市首里儀保町１丁目 26 番地３	平成 26 年５月１日

那覇市告示第 137 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長　翁　長　雄　志

施　術　者	施　術　所　名　称 施　術　所　所　在　地	指定年月日
友利　隼人	てぃ～だ整骨院 那覇市字安里 416 番地　大進ビル 101	平成 26 年５月９日

那覇市告示第 138 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

施　術　者　氏　名		変更年月日
変更事項	変　更　後（変　更　前）	
金城　ゆかり		平成26年４月４日
名称	治療室 縁（出張専業）	
所在地	那覇市壺屋一丁目 18 番 32 号ｵﾝﾜｰﾄﾞ丸繁ﾋﾞﾙ 304（出張専業）	

那覇市告示第 139 号
平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術者より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

施　術　者	施　術　所　名　称 施　術　所　所　在　地	廃止年月日
平田　満	ひろ治療院 那覇市字寄宮 173 番地１	平成 26 年５月１日

那覇市告示第 140 号
平成 26 年 6 月 2 日

平成 26 年（2014 年）５月那覇市議会臨時会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,385,621 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸収入		千円 2,626,770	千円 5,300,000	千円 7,926,770
	３　雑入	2,620,267	5,300,000	7,920,267
歳　入　合　計		44,085,621	5,300,000	49,385,621

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		千円 0	千円 5,300,000	千円 5,300,000
	１　繰上充用金	0	5,300,000	5,300,000
歳　出　合　計		44,085,621	5,300,000	49,385,621

公　　告

那覇市公告第 39 号
平成 26 年 5 月 7 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第１項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第２項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１．都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　　那覇広域都市計画公園事業
（２）名称　　２・２・那 33 号　十貫瀬公園

２．施行者の名称
那覇市

３．事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号

４．事業地
（１）収用の部分
沖縄県那覇市牧志１丁目地内
（２）使用の部分
なし

５．事業施行期間
平成 26 年４月 22 日から平成 32 年３月 31 日まで

６．縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎１丁目１番１号、本庁舎８階)

那覇市公告第 40 号
平成 26 年５月７日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第１項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第２項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１．都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　　那覇広域都市計画公園事業
（２）名称　　那３号　天久緑地

２．施行者の名称
那覇市

３．事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号

４．事業地
（１）収用の部分
平成４年沖縄県告示第 796 号、平成 11 年沖縄県告示第 236 号、平成 13 年沖縄県告示 149 号、平成 15 年沖縄県告示第 255 号、平成 17 年沖縄県告示第 149 号、平成 19 年沖縄県告示第 228 号、平成 21 年沖縄県告示第 190 号、平成 23 年沖縄県告示第 163 号及び平成 25 年沖縄県告示第 153 号の事業地のうち那覇市字天久樋川原地内において事業地を変更する。
（２）使用の部分
なし

５．事業施行期間
平成４年 10 月２日から平成 30 年３月 31 日まで

６．縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎１丁目１番１号、本庁舎８階)

那覇市公告第 60 号
平成 26 年５月 21 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市公告第 61 号
平成 26 年５月 21 日
掲　　示　　済

県外観光 PR 業務の受託者選定にかかる公募(プロポーザル方式)の実施について

県外観光 PR 業務について、公募(プロポーザル方式)を実施するので次のように公告する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　事業の名称
県外観光 PR 業務

２　業務内容及び履行方法
県外観光 PR 業務募集要項及び仕様書による

３　応募資格
（１）本市に本社、支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされてない者であること。
（４）宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、又は暴力団若しくは暴力団員の統制にない者であること。
（５）租税を完納していること。

４　提出書類
県外観光 PR 業務募集要項を参照すること

５　募集要項等の配布
(1) 配布期間
平成 26 年５月 26 日(月)から平成 26 年６月６日(金)の午前９時から午後５時 15 分まで。ただし、12 時から 13 時の間、土曜日、日曜日は除く。
(2) 配布場所
那覇市経済観光部観光課

配布物に関しては、那覇市公式ホームページでも公開する。
那覇市公式ホームページ　http://www.city.naha.okinawa.jp/

６　応募方法
提出書類を提出期限までに事務局へ郵送又は直接提出すること
提出期限：平成 26 年６月 13 日（金）17 時 15 分必着

７　事務局（問い合わせ先）
〒900-8585　那覇市泉崎１－１－１　本庁舎６階
那覇市経済観光部観光課　担当：金城
TEL　098-862-3276　　FAX　098-862-1580

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第６号
平 成 26 年 5 月 7 日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事　　業　　者	事業所の所在地	代表者
0043	株式会社　工友社	那覇市久米１丁目 23 番７号	奥浜　宏

正　　誤

○那覇市公報第1593号の正誤

2013(平成25)年４月１日付け那覇市公報第1593号に登載された那覇市教育委員会規則第２号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂　正　内　容	
		訂　正　前	訂　正　後
130	上から12行目	19～23　［略］	19　［略］ 20　補助執行事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。 21～24　［略］

○那覇市公報第1619号その２の正誤

2014(平成26)年５月１日付け那覇市公報第1619号その２に登載された監査委員公表について、次のとおり訂正する。

訂　正　内　容	
訂　正　前	訂　正　後
506ページ	780ページと差し替え
507ページ	781ページと差し替え
509ページ	782ページと差し替え
510ページ	783ページと差し替え
511ページ	784ページと差し替え
592ページ	785ページと差し替え
593ページ	786ページと差し替え

— 46 —

課名		導入の可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
男女参画課・平和交流	なは女性センター	導入しない	なは女性センター条例	なは女性センターでは、相談業務をおこなっており、特にDV被害者からの相談が多く、情報漏えいが等があれば犯罪にもつながりかねない恐れがある。DV被害者等は、経済的にも厳しい場合もあり、現在無料でおこなっている電話相談や、弁護士による法律相談が有料になると支援できない。	指定管理者制度になじまないので今後も直営とする。
健康推進課	保健センター	導入しない	那覇市保健センター条例	健康推進課の出先機関で職員が常に常駐しているため	現状を維持する
	北保健センター				
	古波蔵ふれあい館		那覇市古波蔵ふれあい館条例	指定管理者を導入した場合委託料が現行より高くなるため	当面現状を維持する
こどもみらい課	那覇市療育センター	導入しない	那覇市療育センター条例	障がいや発達の遅れのある児（0～12歳）までの早期療育を行い、その軽減と保護者への支援を行っている療育の場であり、相談、訓練（理学療法、言語指導等）また、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスで個別及びグループ指導、小集団指導、集団指導を行い、一貫した支援が行われている。利用者も増加傾向のあり、他県に例をみない那覇市独特な施設で指定管理制度にはそぐわない。	障害者自立支援法にもうたわれているように他機関とのネットワークのもと早期発見、早期療育が行われる場である。幼稚園をはじめ保育所（園）からの相談が増え、直接現場へ出向き幼児を観察し、担任へのアドバイス、保護者を含めての療育方針の確認を行っている。
	めおと橋保育所	導入しない	那覇市保育所設置及び管理条例	市立保育所の拠点保育所（直営）と民営化及び統合について ○拠点保育所（直営6ヶ所） 若狭浦、久場川、与儀、泊、大道、宇栄原 ○民営化 石嶺(H22) 鏡原(H23)	○統合予定(H23以降) 松川　赤平 めおと橋 ○廃止 (H24) 樋川
	松川保育所				
	樋川保育所				
	宇栄原保育所				
	若狭浦保育所				
	久場川保育所				
	与儀保育所				
	赤平保育所				
	天久保育所				
	大道保育所				

— 47 —

課名		導入の可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	導入しない	那覇市立壺屋焼物博物館条例	①施設用地を寄贈した町民会や地域団体から、壺屋焼の伝統保持のため、今後も市直営の運営が要望されているため。 ②受託団体には、地域、寄贈者、他博物館との信頼関係の再構築や専門職員の養成が大きな負担となり、活動が制限される可能性があるため。	指定管理にそぐわないため、今後も直営とする。
	那覇市歴史博物館	導入しない	那覇市歴史博物館条例	①.尚家から那覇市へ寄贈を受けた国宝を管理している。 ②.県立博物館に比較して、規模が小さい。	指定管理にそぐわないため、今後も直営とする。
文化振興課	那覇市民会館	導入しない	那覇市民会館条例	建物・設備とも老朽化し、それに対する抜本的対策がとられていない現状である。したがって、施設の安全管理上問題点を抱えたままでの指定管理者導入は、適切ではないと判断した。	閉館まで直営する。
商工農水課	壺川漁港代替船揚場施設	導入しない	那覇市船揚場施設条例	船揚場施設は漁業者が利用する施設であり、これまで受益者（漁業者）に自ら利用する施設は自らの手で清掃、警備を行うとの認識から経費的面も含め、効率的、効果的那管理体制を築いてきた経緯がある。指定管理者制度の導入は、漁業者との連携が損なわれ、トラブルの発生、効率的効果的な管理体制の維持が困難となる。	現状維持。
	泊船揚場施設	導入しない	那覇市船揚場施設条例		
なはまちなか振興課	牧志第一公設市場	未定	那覇市公設市場条例及び同条例施行規則	牧志第一公設市場及び牧志公設市場については、今後のあり方、運営方針を検討中であることから指定管理者導入については未定	今後のあり方、運営方針を検討中のため未定
	牧志公設市場				
	宇栄原公設市場			宇栄原市営住宅立替に伴い廃止予定	宇栄原市営住宅立替に伴い廃止予定であるが廃止時期は未定
	なは商人塾	未定	なは商人塾条例	市民ニーズが多様化している中で、市民協働部署等との連携を含めた施設運営のあり方等を検討するため、当面は直営が望ましい。	当面直営するが、今後、施設の使用状況等を見ながら管理の最善方法を検討する。
	那覇市中心商店街にぎわい広場	未定	那覇市中心商店街にぎわい広場条例	開館から8年が経過している中で、昨年度から久茂地児童館も使用している。今後の施設のあり方等を再検討する必要があるが、当面は直営が望ましい。	当面直営するが、今後、施設の使用状況等を見ながら管理の最善方法を検討する。

課名		導入の可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
生涯学習課	那覇市中央公民館	当面は導入しない	那覇市公民館条例	・地域課題の把握・解決や伝統文化の継承発展など地域コミュニティのコーディネータ役としての行政の役割があり、協定書に規定することが困難な業務が存在するため ・全国の制度導入事例が少なく、現時点では導入による評価が十分でないため ・社会教育を行う職員体制を維持する団体が整ってない現状では、地域人材育成等社会教育機能の低下が懸念されるため （H18年度、H19年度の導入しない理由に同じ）	当面は直営としながら、一部業務委託等の経費節減やサービス向上を図りつつ引き続き今後の全国の動向を研究しながら指定管理者制度導入の検討を行う。
	那覇市久茂地公民館				
	那覇市小禄南公民館				
	那覇市首里公民館				
	那覇市石嶺公民館				
	那覇市立中央図書館	当面は導入しない	那覇市立図書館条例	・個人情報漏洩の危険性、個人の心情等（心の世界）の侵害の恐れがあるため ・利用無料の原則（図書館法17条）により収益が見込みにくく受託団体の確保が難しいため ・県内外の図書館ネットワークによる相互貸借、情報交換に支障をきたす恐れがあるため （H18年度、H19年度の導入しない理由に同じ）	当面は直営としながら、一部業務委託等の経費節減やサービス向上を図りつつ引き続き今後の全国の動向を研究しながら指定管理者制度導入の検討を行う。
	那覇市立久茂地図書館				
	那覇市立小禄南図書館				
	那覇市立首里図書館				
	那覇市立若狭図書館				
	那覇市立石嶺図書館				
文化財課	玉陵	当面は導入しない	那覇市玉陵及び識名園条例	当該施設は2000年12月に世界遺産に登録されており、遺産の管理団体は「那覇市」である。 世界遺産の保護にとって最も重要な要素のひとつが、日常の適切な維持管理にあるとされており、遺産の管理団体の変更は最重要事項の一つである。 管理団体の変更は、特別の事情があり、かつ遺産の価値を高めるためのものでなければ認められないと考えられる。 現在の那覇市の状況において、管理団体を変更する特別の事情は見当たらず、指定管理者制度の導入は困難である。	現状維持。
	識名園	当面は導入しない			

課名		導入の可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
環境保全課	那覇市霊園（1カ所）	導入しない	那覇市霊園条例 那覇市識名霊園付属納骨堂条例	識名霊園には、現在、南納骨堂、北納骨堂、墓地がある。その内北納骨堂が老朽化が激しく、立替の予定がある。市の施設の墓地使用料及び納骨堂使用料は、民間経営の使用料に比べて、安い料金で市民に提供しており、現在のところ、管理費用は収入で十分賄えている状況にある。	今後の課題事項として、合祀型市民共同墓に対する市民意識調査、民間の業者等の移行調査を踏まえ、立替後の新料金の設定をはじめ霊園の抜本的再構築を図っていく中で指定管理者の導入についても併せて検討されるべきと考える。
	那覇市識名霊園付属納骨堂（1カ所）	導入しない			
公園管理課	那覇市真嘉比遊水地多目的広場（1カ所）	導入しない	那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例	県の施設で県と「真嘉比遊水地管理協定書」を交わし、緑地広場、トイレ、駐車場、管理用道路等の管理を市が行っている。 水害等に備えた防災施設であり、地域住民の安全とも密接に関わっているため、県としては、市に直接、管理してもらいたいとの意向である。また、真嘉比遊水地の施設使用から得られる収入はわずかであり、指定管理者にとって、管理するメリットは少ないと考えられる。	
	那覇市公園（168カ所）	導入しない	那覇市公園条例	公園管理室では、組織の体制を見直し、シルバー人材センター等を活用し、公園管理業務の改善を図ってきた。その結果、現在、組織体制・管理システムは十分に機能しており、公園の維持管理状況は良好でかつ費用対効果は非常に高い。 協働のまちづくりの観点からも、自治会、愛護会、企業ボランティアとの連携ができており、さらに推進していくことで公園の良好な維持管理が可能。 指定管理制度へ移行した場合、自治会への管理委託と競合することが考えられる。 また、現時点の公園の管理レベルを維持するためには、指定管理者制度導入の場合、現予算以上の経費が必要となることが明らかである。	
上下水道局	水道施設（10ヶ所） （垣花ポンプ場他9件）	導入しない	那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	浄水場は県管理である。 配水池（7ヵ所）とポンプ場（3ヵ所）の保守点検及び監視は、業務委託で効率的な管理運営が図られている。	配水池及びポンプ場については、今後とも直営とし、業務委託を継続する。
	下水道施設（10ヶ所） （赤嶺汚水中継ポンプ場他9件）	導入しない		終末処理場は県管理である。 ポンプ場（中継2ヵ所、マンホール8ヵ所）の保守点検は、業務委託で効率的な管理運営が図られている。	ポンプ場については、今後とも直営とし、業務委託を継続する。

上記では、老朽化に伴い、建て替えが決まっている市民会館など一部の施設について直営のまま継続するという方針は納得できるが、その他のほとんどの施設については、指定管理者制度導入に否定的である。上記に記載されている導入しない理由を見ると、

（6）市と事業実施上及び財政上密接に関連する団体について

以下の表は、監査の結果、団体の設置経緯や、事業上の関係並びに財政上の結びつきなどから、市と極めて密接に関連すると思われる指定管理者6団体と当該6団体の平成24年度市財政援助額に対する各団体経常収支合計額の割合を示したものである。

（単位：千円）

財政援助額	社団法人那覇市観光協会	社団法人那覇市母子寡婦福祉会	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	特定非営利活動法人那覇市体育協会	社団法人那覇市身体障害者福祉協会	公益社団法人那覇市シルバー人材センター	合計
補助金	92,477	979	70,420	4,571	1,000	13,546	182,993
委託金（※1）	90,823	57,716	201,715	155,938	57,106	216,427	779,725
負担金	210	0	0	0	0	0	210
上記合計（A）	183,510	58,695	272,136	160,509	58,106	229,973	962,929
事業収入合計（B）	188,607	74,071	594,044	249,014	121,372	430,275	1,657,383
事業収入に対する市財政援助額の割合（A/B）	97%	79%	46%	64%	48%	53%	58%

（上記の数値は市から入手した。なお、事業収入（B）は、原則として、各団体の決算書における経常収入の合計額である。）

上記は、市が団体に対して直接、財政援助している額であり、事業収入に対する市財政援助額の割合は、もっとも高いところで、社団法人那覇市観光協会の約 97%、低いところで、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の約46%となっている。

また、平成24年度における上記6団体に対する市の財政援助合計額は約9億6千万円であり、事業収入合計額に対する割合は、約58%である。

ところで、市は現在、市の要綱等でいわゆる外郭団体を定めていない。その理由は、地方自治法第243条の3第2項などの規定に基づき，議会への報告と監査委員監査が必要とされる、市が基本財産等の4分の1以上を出資又は出捐している団体（民間営利企業を除く）が無いから、ということであった。

確かに、上表に示した団体については、現在、市の出資等はないものとされており、

また、市職員の派遣もないことから、自治法上、直接の関与が求められる外郭団体には該当しないとも言える。

しかしながら、監査の結果、これらの団体は、設立当初に市が関与して設立されたと思われること、実際に行われている事業が市の事業と一体となっており、市の業務の補完的な役割を果たしていること、また、市の財政援助額の多寡などから、市と密接に関わる団体であることは言うまでもない。

株式会社では、最高意思決定機関である株主総会で行使しうる実質的な議決権の割合で親会社が関与すべき子会社、関連会社が決定されるが、それは、あくまで民間営利企業だからであって、公益性の高い社団法人や社会福祉法人などに対して出資等割合のみで判断するのは妥当でない。

したがって、上記の6団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。一方、団体側も市との関係を踏まえ、積極的に情報開示を行うなどすれば、各団体の事業に対する市民の理解も深まり、今後の事業展開にも有用であろう。

なお、公益社団法人那覇市シルバー人材センターには、出捐金として1千万円が出資されており、同人材センター及び市に対して過去の出捐の経緯を確認したものの、この監査結果報告書作成時点において確かな回答は得られていない。

— 54 —

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）　　※　「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

所管課	施設の名称	指定管理者	施設管理全般：有効利用されているか			施設運営コストは適切か			維持管理（事業実績を含む）は適切か			指定管理者制度の運用：制度導入は妥当か			指定管理者選定手続きは適切か			指定管理料は適切か			利用料金は適切か			指定管理者について：指定管理に係る出納その他の事務（実績報告書作成を含む）は適切か			管理者自身の財務状況に問題あるか			その他の監査結果意見（主なもの）
			いる	いない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	妥当	妥当でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	ある	ない	その他	
まちづくり協働推進課	那覇市ＮＰＯ活動支援センター	おきなわ共育ファンド		○			○			○		○			○				○			○			○			○		・条例上の事業がなされていないか不十分
まちづくり協働推進課	那覇市共同利用施設	関係自治会（字大嶺自治会、田原自治会、安次嶺自治会、宮城自治会、那覇市高良自治会、宇栄原自治会、當間自治会、字小禄自治会、真嘉比自治会）		○			○			○				○	○					○			○			○			○	・利用状況を増やすべき ・老朽化に伴う建替えに際しては、施設の在り方を議論すべき
商工農水課	那覇市 IT 創造館	クラスタワークス株式会社		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・事業費に自己に対する委託費が含まれている ・利用者満足度調査が行われていない ・市のモニタリングがない
商工農水課	那覇市伝統工芸館	那覇市伝統工芸館共同企業体		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・利用者満足度調査が行われていない ・業務仕様書が適切でない ・指定管理料の設定が適切でない
商工農水課	那覇市ぶんかテンブス館	協同組合沖縄産業計画		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・事業評価が必要である ・市によるモニタリングが適切でない ・現金管理が適切でない
福祉政策課	総合福祉センター ・社会福祉センター ・金城児童館 ・金城老人憩の家 ・金城ボランティアセンター ・金城老人デイサービスセンター	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会		○			○			○		○			○				○				○		○		○			・指定管理者の経費節減努力が足りない ・老人憩いの家の公平利用に疑問がある ・さらに差別化されたサービス提供が必要（児童館）

— 55 —

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）　　※　「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

所管課	施設の名称	指定管理者	施設管理全般：有効利用されているか			施設運営コストは適切か			維持管理（事業実績を含む）は適切か			指定管理者制度の運用：制度導入は妥当か			指定管理者選定手続きは適切か			指定管理料は適切か			利用料金は適切か			指定管理者について：指定管理に係る出納その他の事務（実績報告書作成を含む）は適切か			管理者自身の財務状況に問題あるか			その他の監査結果意見（主なもの）
			いる	いない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	妥当	妥当でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他	ある	ない	その他	
障がい福祉課	那覇市精神障害者地域生活支援センター	社団法人　沖縄県精神障害者福祉会連合会		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・利用者数回復が必要 ・事業収支が同額であり不合理である ・給与費の実態を明らかにすべき
障がい福祉課	那覇市障がい者福祉センター	社団法人　那覇市身体障害者福祉協会		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・「障がい者に対する機能訓練」事業とⅡ型事業との関連 ・事業収支が同額であり不合理である ・給与費の実態を明らかにすべき
ちゃーがんじゅう課	那覇市安謝複合施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター	日本赤十字社沖縄県支部		○			○			○				○			○		○			○			○			○		・修繕積立金に対する市の定期検査が必要
ちゃーがんじゅう課	那覇市安謝複合施設 ・安謝老人憩の家 ・安謝児童館	日本赤十字社沖縄県支部		○			○			○				○			○		○			○			○			○		・利用料金制を採用するべき ・業務に応じた適正な人件費を見積もるべき
ちゃーがんじゅう課	那覇市末吉老人福祉センター 那覇市壷川老人福祉センター 那覇市辻老人憩の家	社会福祉法人　陽風会		○			○			○		○			○				○			○			○			○		・施設内備品の有効利用が必要 ・施設利用料を徴収すべき ・入浴施設の在り方を検討すべき ・備品管理が適切でない
ちゃーがんじゅう課	那覇市シルバーワークプラザ	公益社団法人那覇市シルバー人材センター		○			○			○				○	○				○			○			○			○		・固定家賃が経営を圧迫している ・指定管理者制度はなじまないのではないか

— 56 —

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）

※ 「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

所管課	施設の名称	指定管理者	施設管理全般：有効利用されているか：いる	いない	その他	施設運営コストは適切か：適切	適切でない	その他	維持管理（事業実績を含む）は適切か：適切	適切でない	その他	指定管理者制度の運用：制度導入は妥当か：妥当	妥当でない	その他	指定管理者選定手続きは適切か：適切	適切でない	その他	指定管理料は適切か：適切	適切でない	その他	利用料金は適切か：適切	適切でない	その他	指定管理者について：指定管理に係る出納その他の事務（実績報告書作成を含む）は適切か：適切	適切でない	その他	管理者自身の財務状況に問題あるか：ある	ない	その他	その他の監査結果意見（主なもの）
こどもみらい課	那覇市安謝複合施設・安謝保育所	社会福祉法人郵住協福祉会			○			○			○			○			○			○			○			○			○	・監査時点に民営化されていたため個別の検討は省略した。
子育て応援課	総合福祉センター・母子福祉センター	社団法人　那覇市母子寡婦福祉会		○			○			○		○			○				○				○		○			○		・施設の活用が充分でない
子育て応援課	那覇市母子生活支援施設	社団法人　那覇市母子寡婦福祉会		○			○			○		○			○								○		○			○		・収支余剰金を団体内部に積み立てることの可否 ・母子寡婦世帯の退所後のフォローも必要ではないか
子育て応援課	那覇市古波蔵児童館	社会福祉法人ポプラ福祉会		○			○			○		○			○				○			○			○			○		・入居建物が危険な状況にある ・実績報告書が正しく作成されていない
子育て応援課	那覇市若狭児童館	ＮＰＯ法人地域サポートわかさ		○			○			○		○			○				○			○			○		○			・管理者自身の財務状況が脆弱である ・現金、備品等管理が弱い
子育て応援課（児童館） ちゃーがんじゅう課（老人福祉センター）	児童館・老人福祉センター（併設型施設） ・小禄児童館及び小禄老人福祉センター ・識名児童館及び識名老人福祉センター	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会 ※指定管理者は同一施設内にある児童館と老人福祉センターを一体的に管理運営する。		○			○			○		○			○				○				○		○		○			・入浴施設の在り方を検討すべき ・施設利用料を徴収すべき
都市計画課	那覇市首里金城村屋	首里金城町自治会		○			○			○				○	○				○			○			○				○	・自治会の公民館機能を切り離し本来の施設管理を検討すべき ・指定管理料の積算が適切でない

— 57 —

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）

※ 「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

所管課	施設の名称	指定管理者	施設管理全般：有効利用されているか：いる	いない	その他	施設運営コストは適切か：適切	適切でない	その他	維持管理（事業実績を含む）は適切か：適切	適切でない	その他	指定管理者制度の運用：制度導入は妥当か：妥当	妥当でない	その他	指定管理者選定手続きは適切か：適切	適切でない	その他	指定管理料は適切か：適切	適切でない	その他	利用料金は適切か：適切	適切でない	その他	指定管理者について：指定管理に係る出納その他の事務（実績報告書作成を含む）は適切か：適切	適切でない	その他	管理者自身の財務状況に問題あるか：ある	ない	その他	その他の監査結果意見（主なもの）
花とみどり課	那覇市緑化センター	株式会社沖縄ダイケン		○			○			○		○			○				○			○			○			○		・施設の設置目的とは離れた運営実態がある ・地域活性化の取組みが弱い
公園管理課	那覇市波の上ビーチ広場	社団法人那覇市観光協会		○			○			○		○			○				○			○			○				○	・指定管理料の積算が適切でない ・ビーチと広場の一体管理を模索すべき
教育委員会青少年育成課	那覇市立森の家みんみん	沖縄自然環境ファンクラブ		○			○			○		○			○				○			○			○				○	・地下貯水タンクへの水道直結工事の必要性 ・施設の今後の在り方につき再検討すべき
教育委員会市民スポーツ課	・那覇市民体育館 ・漫湖公園市民庭球場 ・那覇市民首里石嶺プール	NPO法人　那覇市体育協会		○			○			○		○			○				○				○		○		○			・現金管理が適切でない ・利用状況を増やすべき
教育委員会市民スポーツ課	・那覇市営奥武山球場 ・那覇市営奥武山屋内運動場	NPO法人　那覇市体育協会		○			○		○			○			○				○				○		○		○			・指定管理者の今後の在り方を議論すべき
市営住宅課	那覇市営住宅（19団地）	㈱琉信ハウジング		○			○		○			○			○				○				○		○			○		・制度導入により経費削減が果たされていない ・勤務実態の詳細な開示が必要 ・実績報告書が正しく作成されていない
平和交流・男女参画課	那覇市鏡水ふれあい会館	鏡水自治会		○				○			○			○	○					○			○			○			○	・公の施設として維持すべきかどうか長期的視点で検討すべき

慰籍につながる問題解決策として、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統・文化等の進展が阻害された背景を持つ特定地域住民が共同して利用する施設として設置されたものである。

そのような経緯から、那覇市は直接、管理運営せず、指定管理者制度を利用して、実質、譲渡と同じ効果をもたせている。

しかしながら、鏡水ふれあい会館は那覇市の公の施設であり、基本協定書において、リスク・責任分担が明示されており、１か所５０万円を超える施設等の修繕、指定管理者の責めによらない第三者への損害賠償・火災等による施設等の損害に対する責任は那覇市が分担している。

鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか長期的な視点で検討すべきである。

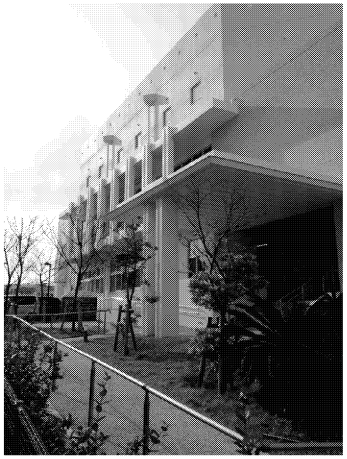

直営施設の結果及び意見（まとめ）

※「その他」は該当ない場合や現状では判断できない場合

所管課	直営施設名	施設整理全般									指定管理者制度等への可否		その他の監査結果意見（主なもの）
		音楽利用されているか			施設運営コストは適切か			維持管理は適切か			可	否	
		いる	いない	その他	適切	適切でない	その他	適切	適切でない	その他			
平和交流・男女参画課	なは女性センター		○			○		○			○		・備品管理が適切でない
地域保健課	保健センター		○			○		○				○	・備品管理が適切でない
	北部センター		○			○		○				○	・北部センターは廃止すべき
健康増進課	古波蔵ふれあい館		○			○		○				○	・利用が低迷しており廃止すべき
こどもわかい課	那覇市青少年センター		○			○		○			○		・立地条件を変更すべき
	識名保育所	○				○		○			○		
	垣花保育所	○				○		○			○		
	城岳保育所	○				○		○			○		
	宇栄原保育所	○				○		○			○		・劣悪化に問題あり
	若狭保育所	○				○		○			○		・民間保育園との役割分担が課題である
	久米川保育所	○				○		○			○		
	与儀保育所	○				○		○			○		
	恭平保育所	○				○		○			○		
	天久保保育所（増築・ふあくらい分離棟）	○				○		○			○		
	大道保育所	○				○		○			○		
市民文化部事務局・文化財課	那覇市立壺屋焼物館		○			○		○			○		・入件費の削減が必要である
	那覇市歴史博物館		○			○		○			○		・アンケート調査の回収率を高めるべき
	庄屋		○			○		○			○		・市民の利用促進を図るべき
	識名園		○			○		○			○		・市民の利用促進を図るべき
文化振興課	那覇市民会館		○			○		○			○		・業務の効率化を進めるべき
	那覇市パレット市民劇場		○			○		○			○		・施設の売却、移転も検討すべき
	那覇市民ギャラリー		○			○		○			○		・施設の売却、移転も検討すべき

三）那覇女性センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎（総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課） なは女性センター：総務部　平和交流・男女参画課
供用開始年月	新都心銘苅庁舎　平成 15 年 5 月 19 日 （なは女性センター　平成 15 年 5 月 26 日）
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎（新都心銘苅庁舎）
敷地面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎　4,076.00 ㎡　（内なは女性センター　359.1 ㎡）
延床面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎　8,857.27 ㎡　（内なは女性センター　359.1 ㎡）
施設取得費	新都心銘苅庁舎　建物：　0 円　（H25.5.15 開与） 土地：757,163,058 円
開館時間	（月～金）9～21 時　（土）9～17 時
休館日	日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の 1 階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうない」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎（建物）は、事業者（リース会社）より 10 年間リース方式で賃借（平成 15 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日、リース料総額 1,387,095,000 円）。リース満了後に無償譲渡、所有権移転（平成 25 年 5 月 15 日）。銘苅庁舎利活用基本方針（H24 年 8 月策定）により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接する IT 創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設として整備する。H26 年度に改築工事を予定している。

直営施設の結果及び意見（まとめ）

所管課	施設名称	有効利用されているか		施設運営コストは適切か		施設管理全般				施設管理者開催等入の可否			その他の監査結果意見（主なもの）
		いる	いない	適切でない	その他	適切でない	要改善	改善見込有	その他	可	否	その他	
商工農水課	沿岸漁業作業船溜保護施設	○				○					○		・業務の実施により小さな利用料収入が発生する。
公共施設の概要	第一気象観測車庫	○				○							・業務の実施により小さな利用料収入が発生する。
	気象観測車庫	○				○							・施設の老朽化が著しい。
	特殊気象観測車庫	○				○							・老朽化、塩気対策保守費用の増加に対応する。
	固定気象観測車庫	○				○							
	予備用気象観測車庫	○				○							
	気圧計収納庫	○				○					○		・事業の再検討が必要
	那覇市中心部街灯表示灯設置	○				○							・ケヤキ植栽が必要であるため夜間である
生涯学習課	那覇市中央公民館	○				○					○		
	那覇市小禄公民館	○				○				○	○		・老朽化が著しい
	那覇市小禄南公民館	○				○				○	○		・公民館の教育的機能をさらに高める必要がある
	那覇市首里公民館	○				○				○	○		
	那覇市石嶺公民館	○				○				○	○		
	那覇市中央図書館	○				○				○			
	那覇市北谷分館図書館	○				○				○			・老朽化が著しい
	那覇市小禄図書館	○				○				○			・有効収容数を増やし、蔵出書数を増やすべき
	那覇市首里図書館	○				○				○			
	那覇市北谷分館図書館	○				○				○			
	那覇市石嶺図書館	○				○				○			
保健保全課	那覇健康増進センター（1カ所）	○				○							・那覇市職員知識向上等本来的に当たり施設整備が必要
	那覇市識名霊園（1カ所）	○				○				○			・指定管理者の自社施設整備
	那覇市識名霊園計画墓地（1カ所）									○			・市単独整備の予算化要望に合わせて配慮した
公園管理課	那覇市公園（168カ所）					○							・公園の管理事務の効率化が必要である
上下水道局	下水道管（10カ所）（委託先の指示ケア施設等）	○											・さらなる事業の効率化が必要である
	水道施設（10カ所）	○				○							・さらなる事業の効率化が必要である

※　「その他」は該当ない場合の欄で注判断できない場合